

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	公益信託に関する法律	法令番号	大正11年法律第62号			
手続名	公益信託の新受託者の選任	根拠条項	第8条第1項			
処分基準	<p>新受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有する者で、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富なものであること。</p> <p>受託者の欠格事由（信託法第7条）</p> <p>① 未成年者</p>					
	<p>1 聴聞の実施</p> <p>② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p>	<p>公益信託を所管する（予定の）課</p>	<p>交付機関</p>	<p>公益信託を所管する（予定の）課</p>	<p>目次 No.</p>